

社団法人静岡県ニュービジネス協議会定款

社団法人静岡県ニュービジネス協議会定款

改正 平成6年6月13日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人静岡県ニュービジネス協議会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を静岡県静岡市常磐町2丁目6番地の8に置く。

(目的)

第3条 この法人は、経済及び社会構造の変化並びに技術革新に対応しつつ、独創的なアイデアを生かして急成長を遂げている各種事業(以下「ニュービジネス」という。)関係者相互の啓発、連携及び交流を促進するとともに、ニュービジネスをめぐる諸問題についての調査研究等を行うことにより、静岡県におけるニュービジネスの振興育成を図り、もって地域経済の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)地域社会に対するニュービジネスの啓発及び広報
- (2)ニュービジネスに関する情報交換及び研修
- (3)ニュービジネスに関する情報提供
- (4)ニュービジネスに関する人材の育成及び開発
- (5)ニュービジネスに関する調査研究
- (6)ニュービジネス関連団体等との交流
- (7)その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2)特別会員 ニュービジネスに強い関心を有する学識経験者、国、地方、公共団体等で、特に理事会で認めたもの

(入 会)

第6条 正会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員となろうとするものは、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

- 2 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 3 特別会員については、入会金及び会費は徴収しない。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

- 2 会員が死亡し、又は会員である法人等が解散したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するとき、及び特別会員が第2号に該当するときは、総会において正会員の4分の3以上の同意を得て、その正会員又は特別会員を除名することができる。

- (1)会費を1年以上納入しないとき
 - (2)この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき
- 2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめその旨を書面で通知するとともに、除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第10条 既に納入した会費、入会金その他の金品は返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)会 長 1人
- (2)副 会 長 3人
- (3)専務理事 1人

(4)理事 (会長・副会長及び専務理事を含む) 15人以上20人以内

(5)監事 2人

- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 会長・副会長及び専務理事は、理事の互選により定める。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第12条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐するとともに理事会の議決に基づき、この法人の会務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し会務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。但し、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第14条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において、正会員の3分の2以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

- 2 第9条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項第2号」とあるのは「前項」と、「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(事務局)

第15条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の議決を経て別に定める。

第4章 会議

(会議の種別)

第16条 この法人の会議は総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(会議の構成)

第17条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、会長及び副会長その他の理事をもって構成する。

(会議の権能)

第18条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

- 2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決定する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第19条 通常総会は、毎年6月及び3月に開催する。

- 2 臨時総会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員の2分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき
- (3) 監事が民法第59条第4号の規定に基づいて招集するとき

- 3 理事会は、次の場合に随時開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事の2分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき

(会議の招集)

第20条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の場合には請求があった日から、30日以内に臨時総会を、同条第3項第2号の場合には請求があった日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

3 会議を召集する場合には、会議の目的たる事項・内容・日時及び場所を示した書面により、少なくとも5日前までに構成員に通知しなければならない。
(会議の議長)

第21条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
(会議の定足数)

第22条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第23条 会議の議決は、この定款に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会における書面表決)

第24条 正会員は、総会において代理人による表決権の行使をすることができない。

2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、これを出席した者とみなす。

(会議の議事録)

第25条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)会議の日時及び場所

(2)構成員の現在数

(3)総会にあってはその総会に出席した正会員の数、理事会にあってはその理事会に出席した理事の氏名

(4)議決事項

(5)議事の経過の概要及びその結果

(6)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか会議に出席した構成員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第26条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第27条 資産は会長が管理し、その方法は会長が理事会の議決を経て別に定める。

(事業年度)

第28条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第29条 この法人の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、その事業年度の開始する日の7日前までに総会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の事業計画及び収支予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。但し、軽微な変更についてはこの限りでない。

(事業報告、収支決算及び財産目録)

第30条 この法人の事業報告、収支決算及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後3月以内に総会の承認を得なければならない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第31条 この定款は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得、かつ主務官庁の許可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 32 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 2 項の規定により解散する。

2 総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、かつ主務官庁の許可を得て、この法人と類似の目的を有する他の団体又は静岡県に寄附する。

第 7 章 雑 則

(委 任)

第 33 条 この定款の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この法人の設立当初の会員の入会金及び会費は、第 7 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

2 この法人の設立当初の役員は、第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 4 年 3 月 31 日までとする。

3 この法人の設立当初の事業年度は、第 28 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 4 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第 29 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附 則

1 この定款の変更は、平成 6 年 7 月 18 日から施行する。